

選定基準

「インターネット情報提供サービス事業」に係る調達支援業務一式に対する
企画提案書等の妥当性検証の選定基準を以下に掲げる。

評価項目及び主な評価の観点
選定基準
1. 本事業に対する理解度（25点） （例）特許電子図書館の機能構成、インフラ構成、サイジング情報を可視化・整理するための具体的な方法が記載されているか 入札提案書に対する参考評価等の報告書納品後支援について具体的な方法が記載されているか その他
2. 提案内容（報告書等の作成）（50点） （例）インターネット情報提供サービスの調達にあたり、機能構成、移行、インフラ構成、運用、セキュリティ等の各要件を整理するための具体的な作業方法が記載されているか 特許電子図書館の現状等をふまえ、インターネット情報提供サービス調達にあたり重要な要件が網羅された調達仕様書、応札資料作成要領等、各種報告書の作成するための具体的な方法が記載されているか その他
3. 実施体制（担当者の履歴、サポート体制）（20点） （例）実績のある者が担当となっているか 当該作業を実施できる人数・体制と考えられるか 進捗管理・納品管理を適正に実施するための考え方や実現方法が記載されているか その他
4. 調査実績（法人及びコンサルタント担当者における同種類別のコンサルタント等の実績）（5点） ※知的財産情報に関するコンサルタント実績に限定せず、情報システムに関連するコンサルタント実績も加味するものとする （例）過去に同種類別：情報システム等に関するコンサルタント等の実績があるか 国内実績・海外実績 ハードウェア調達支援の実績 開発規模妥当性検証の実績 その他、提案・勧告・フォローアップの実績
5. 独自提案（10点） 上記項目1～4以外の「独自提案」として、本事業を確実かつ効率的に実施するための有効で実現可能な提案がその理由・根拠とともに記載されているか